第五十五条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

第六十二条第一項中「、新法第七十八条」及び「及び新法附則第十九条」を削り、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者」を「第一項に規定する場合における同項に規定する更新組合員又は前項に規定する更新組合員」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「新共済法附則の規定及び新施行法」を「地方公務員等共済組合法附則の規定及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「新共済法第七十八条、」を「地方公務員等共済組合法」に、「、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項、」を「並びに」に改め、「並びに附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第二項中「新共済法第七十八条、」を「地方公務員等共済組合法」に、「、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項、」を「並びに」に改め、「並びに附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第三項中「組合員期間等が二十五年未満である者」を「組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが、国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、地方公務員等共済組合法第七十八条、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である者」に、「大正十五年四月二日」を「同日」に、「第一号及び第十二号から第十六号まで」を「第一号、第十二号から第十六号まで及び第二十号」に、「新共済法第七十八条」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第四項中「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に、「新共済法第七十八条」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「、附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一項」を削り、同条第五項中「二十五年」を「十年」に、「新共済法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第十四条中「前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）」を「施行日前に地方公共団体の長であった期間を十二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であった期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるもの」に改める。

附則第三十条第一項中「妻」を「配偶者」に、「新国民年金法第三十七条ただし書」を「国民年金法第三十七条ただし書」に、「新国民年金法第三十八条」を「国民年金法第三十八条」に改め、同条第四項中「新共済法」を「地方公務員等共済組合法」に、「妻」を「配偶者」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「。附則第八条の三において同じ」を削る。

附則第八条の三を削る。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第十九条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「専任でない者」の下に「又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「常時勤務に服しない者」を「一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上